

13 災害を受けたとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が水震火災その他の非常災害によって住居又は家財に損害を受けたとき

給付内容					提出書類	添付書類	様式集																					
・ 災害見舞金 損害程度により標準報酬月額0.5か月分から3か月分支給					・ 災害見舞金請求書 ・ 家財被害状況報告書	・ 被害状況の分かる写真を貼付 ※ 状況に応じて、追加の添付書類をお願いする場合があります。	P36 P36-2																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住居及び家財</th> <th>住居だけの場合</th> <th>家財だけの場合</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損害の程度</td> <td>全部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>標準報酬月額の3月分</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>全部</td> <td>全部</td> <td>標準報酬月額の2月分</td> </tr> <tr> <td>1/3以上</td> <td>1/2以上</td> <td>1/2以上</td> <td>標準報酬月額の1月分</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1/3以上</td> <td>1/3以上</td> <td>標準報酬月額0.5月分</td> </tr> </tbody> </table>				区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額	損害の程度	全部	—	—	標準報酬月額の3月分	1/2以上	全部	全部	標準報酬月額の2月分	1/3以上	1/2以上	1/2以上	標準報酬月額の1月分	—	1/3以上	1/3以上	標準報酬月額0.5月分		
区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額																								
損害の程度	全部	—	—	標準報酬月額の3月分																								
	1/2以上	全部	全部	標準報酬月額の2月分																								
	1/3以上	1/2以上	1/2以上	標準報酬月額の1月分																								
	—	1/3以上	1/3以上	標準報酬月額0.5月分																								
(注) 損害の程度は、原則として住居又は家財を換価して判定します。 支給額の算定は、住居、家財のそれぞれにつき、別個に上表を適用して算定した月数を合算します。 ただし、標準報酬月額0.5か月分を超えることはできません。 ※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額																												
・ 災害貸付、住宅災害貸付 災害を受けたため、資金を必要とする場合は、利率の低い災害貸付（200万円）、住宅災害貸付（1,900万円）を受けることができます。 詳細は、P53「16 資金が必要なとき」をご覧ください。					・ 貸付申込書 ほか ※ P64～P66の一覧表をご覧ください。		P56 P57 P58 P59																					
【 貸付金の償還猶予 】 (P57参照) 「住宅貸付」「住宅災害貸付」（介護含む。）について、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。					・ 償還猶予申出書		P62																					

《 互 助 会 》

○ 会員が災害（水震、火災等）により住居又は家財に被害を受けたとき

給付内容					提出書類	添付書類	様式（ホームページ）																										
<p>・ 災害見舞金 被害の程度により30,000円から300,000円給付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住居及び家財</th> <th>住居だけの場合</th> <th>家財だけの場合</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">損害の程度</td> <td>全部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>全 部</td> <td>全 部</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/3以上</td> <td>1/2以上</td> <td>1/2以上</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1/3以上</td> <td>1/3以上</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1/5以上1/3未満</td> <td>1/5以上1/3未満</td> <td>30,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額	損害の程度	全部	—	—	300,000 円	1/2以上	全 部	全 部	200,000 円	1/3以上	1/2以上	1/2以上	100,000 円	—	1/3以上	1/3以上	50,000 円	—	1/5以上1/3未満	1/5以上1/3未満	30,000 円	<p>・ 災害見舞金請求書（共済組合と併用）</p>	<p>・ 省略</p>	<p>現職者のページ（給付事業）</p>
区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額																													
損害の程度	全部	—	—	300,000 円																													
	1/2以上	全 部	全 部	200,000 円																													
	1/3以上	1/2以上	1/2以上	100,000 円																													
	—	1/3以上	1/3以上	50,000 円																													
	—	1/5以上1/3未満	1/5以上1/3未満	30,000 円																													
<p>・ 災害貸付け 災害を受けたため資金を必要とする場合は、利率の低い災害貸付（300万円）を借り受けることができます。 詳細は、P60「16 資金が必要なとき」をご覧ください。</p>					<p>・ 貸付申込書 ・ 借用証書 ・ 個人情報の取扱いに関する同意書</p>	<p>・ 被災状況証明書（又は、市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書等（写））</p>	<p>現職者のページ（貸付事業）</p>																										
<p>【 貸付金の償還猶予 】 （P62参照） 償還を猶予することができます。 ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。 償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。</p> <p>[猶予期間] 申出日の属する月から12月の範囲内で希望する期間。 （申込みは、原則として罹災後3月以内）</p>					<p>・ 償還猶予申出書</p>	<p>・ 被災状況証明書（又は、市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書等（写））</p>	<p>現職者のページ（貸付事業）</p>																										

14 欠勤したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が欠勤（傷病、出産は除く。）し、給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集														
<p>・休業手当金</p> <p>次に掲げる事由及び期間内に限り、1日につき標準報酬日額の50/100</p>	<p>・休業手当金請求書 (月ごとに請求すること。)</p>		P32														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>欠勤の事由</th> <th>支給期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被扶養者の病気又は負傷</td> <td>全期間</td> </tr> <tr> <td>組合員の配偶者の出産</td> <td>14日を限度</td> </tr> <tr> <td>組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害</td> <td>5日を限度</td> </tr> <tr> <td>組合員の婚姻 配偶者の死亡 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの、又はその他の被扶養者の婚姻、葬祭</td> <td>7日を限度</td> </tr> <tr> <td>組合員の配偶者（事実婚を含む）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷</td> <td>引き続き14日間のうち欠勤した日</td> </tr> <tr> <td>組合員が出席する学校教育法第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業</td> <td>通信教育の面接授業に要する期間</td> </tr> </tbody> </table>		欠勤の事由	支給期間	被扶養者の病気又は負傷	全期間	組合員の配偶者の出産	14日を限度	組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害	5日を限度	組合員の婚姻 配偶者の死亡 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの、又はその他の被扶養者の婚姻、葬祭	7日を限度	組合員の配偶者（事実婚を含む）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷	引き続き14日間のうち欠勤した日	組合員が出席する学校教育法第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業	通信教育の面接授業に要する期間		
欠勤の事由	支給期間																
被扶養者の病気又は負傷	全期間																
組合員の配偶者の出産	14日を限度																
組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害	5日を限度																
組合員の婚姻 配偶者の死亡 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの、又はその他の被扶養者の婚姻、葬祭	7日を限度																
組合員の配偶者（事実婚を含む）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷	引き続き14日間のうち欠勤した日																
組合員が出席する学校教育法第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業	通信教育の面接授業に要する期間																
<p>(注) 介護休暇と休業手当金 介護休暇は無給ですが、職務上の取扱いは承認を得た休暇であることから、「欠勤」には当たらず、休業手当金は支給されません。</p>																	

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22（1円の位を四捨五入し、10円単位とする。）

15 死亡したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が公務によらないで死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料 50,000円 ※被扶養者に支給する。ただし被扶養者がいないときには実際に埋葬を行ったものに支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料（附加金）請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可証（写） ※請求者が被扶養者以外の者である場合は、埋葬（葬儀）に要した費用に関する書類の写し	P29
<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料附加金 25,000円 			
<ul style="list-style-type: none"> ・弔慰金 標準報酬月額×1か月分 （非常災害により死亡したとき。公務災害を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・弔慰金請求書 		P35

○ 被扶養者が死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<ul style="list-style-type: none"> ・家族埋葬料 50,000円 ・家族埋葬料附加金 25,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族埋葬料（附加金）請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可証（写） 	P29
<ul style="list-style-type: none"> ・家族弔慰金 標準報酬月額×1か月分×0.7（非常災害により死亡したとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・家族弔慰金請求書 		P35

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 資格喪失後の給付については、P71参照

非常災害とは…

洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割、がけ崩れ、雪崩、竜巻、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故その他の予測し難い事故を含みます。

交通事故の場合、原則として即死の状態を対象としますが、事故直後に医療効果が得られない状態（例えば、事故発生時から脳死状態）で死亡した場合も含みます。

また、死亡の原因となった事故が、客観的にみて社会通念上、自己の不注意によりもたらされたと考えられる場合は、予測し難い不慮の事故とはみなされません。

◀ 互助会 ▶

○ 会員が死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡弔慰金 1,000,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員死亡弔慰金請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（写） 	現職者のページ（給付事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金 120,000円 ※ 互助会が保険料を負担して生命保険に加入。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書等（別途送付） 		—

○ 会員の配偶者（会員の場合は除く。）、会員若しくは配偶者の被扶養者（子又は父母〔養父母を含む。〕）が死亡したとき

給付内容	提出書類	様式（ホームページ）
<ul style="list-style-type: none"> ・家族死亡弔慰金 会員の配偶者 100,000円 子又は父母 20,000円 ※出産後2週間以内に死亡した場合又は早流産の場合も含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族死亡弔慰金請求書 	現職者のページ（給付事業）
添付書類		
配偶者（会員の場合を除く。）死亡の場合	公立共済の被扶養者	埋火葬許可証（写）
	公立共済の被扶養者でない	死亡者の戸籍謄本（写） 〔届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は「会員との関係を証明する書類」〕
会員又は配偶者の被扶養者（子又は父母〔養父母を含む。〕）死亡の場合	公立共済の被扶養者	埋火葬許可証（写）
	公立共済以外の健康保険での被扶養者	死亡者の戸籍謄本（写）、保険証（写） 〔届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の被扶養者の場合は「会員との関係を証明する書類」〕
子が出産後2週間以内に死亡又は早産・流産等（胎児が85日以上成長の場合）のため、出産時に胎児が死亡していた場合	埋火葬許可証（写） ※夫婦とも会員の場合、双方から請求可	